

「墨田区公共施設等総合管理計画」等の改定について

第1 「墨田区公共施設等総合管理計画」の改定（案）に対するパブリック・コメントについて

1 パブリック・コメントの実施概要及び実施結果

公表資料

「墨田区公共施設等総合管理計画」(案)

意見募集期間

令和8年4月2日（木曜日）から令和8年5月1日（金曜日）まで

意見募集の周知及び公表方法

ア 実施の周知

- ・区のお知らせ 令和8年4月11日号
- ・区公式ウェブサイト
- ・区公式SNS（X・フェイスブック）

イ 公表資料の閲覧方法

- ・区公式ウェブサイト
- ・企画経営室ファシリティマネジメント担当公共施設マネジメント推進課窓口

意見提出方法

郵送、ファックス、電子メール、電子申請（Logo フォーム）又は持参

意見提出先

企画経営室ファシリティマネジメント担当公共施設マネジメント推進課

意見募集の結果

意見者数：2人、意見数：4件

2 パブリック・コメントの意見概要と区の考え方

	提出された意見の要旨	区の考え方
1	<p>錦糸公園について、自転車の乗り入れ禁止及び駐輪禁止が守られておらず、日常的に多数の自転車が駐輪されている。特に週末には、通行に支障を来す状況が見られる。</p> <p>また、ゴミの散乱やゴミ箱の容量不足により、夜間にゴミが溢れる状況が発生しており、ネズミ等の害獣、害虫が発生している原因となっている。ゴミ回収が朝のみである点についても、現状に対応ができていない。</p> <p>管理ができない施設であれば、廃止してほしい。</p>	<p>錦糸公園については、区民の貴重なインフラ施設であることから、廃止する考えはありません。</p> <p>いただいた御意見の状況については、関係部署に共有し、適切な維持管理に努めていきます。</p>

2	<p>豎川親水公園の利用頻度が高いエリアは、人工芝の老朽化(剥がれ)、土砂浸食、ボール遊びスペースの未舗装による利用制限がある一方、パターゴルフスペースについては、利用頻度が低い現状がある。本計画における「費用対効果の最大化」の観点からも、利用ニーズに即した用途の見直しと安全かつ快適な環境整備を段階的に実施することが有効である。</p>	<p>本計画では、施設の利用実態やニーズ、施設の劣化状況、維持管理コスト等を踏まえ、費用対効果の最大化や既存ストックの有効活用の観点から、施設のあり方を総合的に検討することとしています。</p> <p>いただいた御意見については、関係部署に共有し、引き続き、施設の適切な維持管理に取り組んでいきます。</p>
3	<p>豎川親水公園の高架下空間については、公共空間としての活用ポテンシャルがあり、駅からのアクセスが良好で、天候の影響を受けにくく、年間を通じて安定した利用が可能である。ストリートスポーツを活用の一つの軸としつつも、地域イベントやマルシェ等、多様な用途に対応可能な空間として位置付けることで、利用率・地域価値の向上に寄与できると考える。</p>	<p>豎川親水公園の高架下空間の活用については、高架下であるという特性を活かし、多様な活用が期待できるものと認識しています。</p> <p>いただいた御意見につきましては、関係部署に共有し、利活用の向上につながる方策について、検討していきます。</p>
4	<p>一般社団法人日本ストリートサッカー協会は、本計画が掲げる「民間活力の活用」の方針に関連し、日常的な利用の活性化や、全国大会・国際大会の誘致等によるにぎわい創出といった「運営・活用面」において、継続的に関与していきたいと考えている。</p> <p>行政が担う施設の維持管理(ハード)と、民間が担う利用促進・集客(ソフト)を適切に分担することで、持続可能かつ実効性のある公共空間運営モデルの構築が可能であると考え</p>	<p>これまでも民間活力の活用については、ハード面ソフト面問わず、様々な手法により、推進しているところです。</p> <p>いただいた御意見につきましては、関係部署に共有し、今後の取組に活かしていきます。</p>

第2 「墨田区公共施設等総合管理計画」の改定(案)からの主な変更点

頁	項目	変更前	変更後
66 頁	統合・廃止等の推進方針	「役割を終えた施設や将来需要が低下している施設については、 <u>廃止や機能転換を検討する</u> 」の記述	「役割を終えた施設や将来需要が低下している施設については、 <u>廃止、機能転換及び敷地の活用を検討する</u> 」の記述に変更
66 頁	統合・廃止等の推進方針	(追加)	「 <u>なお、統合・廃止等に当たっては、利用者の利便性や</u>

			<u>地域コミュニティへの影響等に十分に配慮するとともに、代替機能等の確保に留意しつつ、地域や利用者の理解を得るよう努めながら、丁寧に進めていきます。」の文言を追加</u>
--	--	--	--

このほか、趣旨が変わらない範囲で軽微な文言の整理、修正等を行っている。

第3 墨田区公共施設等総合管理計画

資料1のとおり

第4 「墨田区公共施設マネジメント実行計画」の改定(案)に対するパブリック・コメントについて

1 パブリック・コメントの実施概要及び実施結果

公表資料

「墨田区公共施設マネジメント実行計画」(案)

意見募集期間

令和8年4月2日(木曜日)から令和8年5月1日(金曜日)まで

意見募集の周知及び公表方法

ア 実施の周知

- ・区のお知らせ 令和8年4月11日号
- ・区公式ウェブサイト
- ・区公式SNS(X・フェイスブック)

イ 公表資料の閲覧方法

- ・区公式ウェブサイト
- ・企画経営室ファシリティマネジメント担当公共施設マネジメント推進課窓口

意見提出方法

郵送、ファックス、電子メール、電子申請(Logo フォーム)又は持参

意見提出先

企画経営室ファシリティマネジメント担当公共施設マネジメント推進課

意見募集の結果

意見者数：0人、意見数：0件

第5 「墨田区公共施設マネジメント実行計画」の改定(案)からの主な変更点

趣旨が変わらない範囲で軽微な文言の整理、修正等を行っている。

第6 墨田区公共施設マネジメント実行計画

資料2のとおり